

平成16年11月12日

各 位

会社名 ユニパルス株式会社
代表者名 代表取締役社長 後藤 克誓
(コード番号 6842 東証第二部)
問合せ先 取締役経営統括本部長 和田 倫幸
TEL 03-5148-3000

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成16年11月12日開催の取締役会議において下記のとおり、商法第280ノ20及び、同280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの実施などを目的として、株主以外のものに対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて平成16年12月11日開催予定の当社第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 537,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、株式数の調整ができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

5,370 個(新株予約権1個あたりの目的となる株式数 100 株)

ただし、取引が、(2)に定める株式の数の調整を行った場合には同様の調整を行なう。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込をなすべき金額は、次により決定される。1 株当たりの払込金額(以下「行使価格」という)に新株予約権 1 個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。行使価格は新株予約権発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値(終値のない日を除く)に 1.03 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日終値)を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。

なお、新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権及び新株引受権の行使による場合は除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、払込金額を調整することができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年2月1日から平成21年12月31日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた当社の取締役及び従業員は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員、当社または当社子会社と締結した顧問契約による顧問の、いずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取

締役会が認めた場合にはこの限りでない。

- ② 新株予約権の相続はできない。
- ③ 新株予約権の質入は認めない。
- ④ その他、権利行使の条件は本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に、前記(7)①に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で消却することができる。
- ③ 上記のほか、当社はいつでも新株予約権を無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

以上